

令和8年度主任介護支援専門員研修における「受講区分Ⅱ、Ⅲ又はⅣ（居宅介護支援事業所等用）」の「1の④」の取り扱いについて

1. 「1の④」の項目追加について

令和8年度より、主任介護支援専門員研修の受講基準である「受講区分Ⅱ、Ⅲ又はⅣ（居宅介護支援事業所等用）」に、以下の新たな要件項目を追加しました。

【新設項目】

④介護支援専門員と他職種（生活相談員又は支援相談員）を兼務し、実務に従事した期間が通算して5年（60か月）以上であり、かつ福岡県介護支援専門員協会が開催する法定外の研修等に年4回以上、かつ研修の合計時間が16時間以上参加した者

2. 令和8年度研修における新設項目の該当者について

今回（令和8年度）の主任介護支援専門員研修では、新設項目に該当する方はいません。

※新設項目は、令和8年度の受講基準から追加されましたが、実際の研修受講対象者としてこの要件を満たすのは、翌年度（令和9年度）以降の研修からとなります。

3. 新設項目該当者の確認について

新設項目の確認は、（別紙11-2）「受講要件確認書」を用います。「受講要件確認書」には、福岡県介護支援専門員協会が実施する研修で、年度内（4月1日～翌年3月31日）に受講した内容及び回数、受講時間が分かるように、記載する必要があります。

また、「受講要件確認書」に加えて、福岡県介護支援専門員協会が発行する研修の修了証明書が必要となります。